

職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下「本連盟」という。）の定款第34条から第37条に基づき、本連盟の理事及び監事（以下「役員」という。）の職務権限を定め、一般財団としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び本連盟が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本連盟の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 役員の職務権限

(役員)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本連盟の業務の執行の決定に参画する
2 監事は、法令及び定款の定めるところにより、本連盟の理事の職務の執行を監査する。

(兼務禁止)

第4条 理事は、評議員、監事、司法機関の委員を兼ねることはできない。
2 監事は、本連盟の評議員、理事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

(役員の定年制)

第5条 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満。その他の役員は満70歳未満でなければならない。ただし、公益財団法人日本サッカー協会役員及び名誉役員はこの限りではない。

(理事の再任制限)

第6条 会長は、原則として合計で5任期（10年）を超える期間につき在任できない。
2 副会長、専務理事は、原則として合算して5任期（10年）を超える期間につき在任できない。
3 但し、本規程の施行後に就任した理事に限る。

(理事の再任制限にかかるスポーツ団体ガバナンスコードの遵守)

第7条 理事がスポーツ団体ガバナンスコードに定められた理事の再任制限（10年）を超えて在任する場合、本連盟は、当該コードにおける適合性審査機関に対して、その理由を説明する責任を負うものとする。

(会長)

第8条 会長の職務権限は、次のとおりとする。
(1) 本連盟を代表し、その業務を執行する。
(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
(3) 事案の決裁及び専決に関する細則に定めるもの。

(副会長)

第9条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。
(1) 会長を補佐する。
(2) 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め定めた順位に従い、副会長がその職務を代行する。

(専務理事)

第10条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。
(1) 専務理事は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき、業務を執行する。

(理事会で選定された業務執行理事)

第11条 定款第34条から37条に基づき理事会の決議によって選定された理事の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 理事会の定める担当業務を分掌し、誠実に執行する。

(代行順序の決定)

第12条 定款第45条2項に定める順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和4年9月4日から施行する。
この規程の改正は、令和5年6月11日とする。
この規程の改正は、令和6年3月16日とする。